

本庄たかお議員（日本共産党 山科区）

【本庄議員】 日本共産党の本庄孝夫です。通告に基づき知事に質問いたします。

今年、「災害級」の猛暑、大きな地震、記録的豪雨、大型台風の上陸など、日常の暮らしが突然奪われ、生活基盤も壊された被災者の抱える困難は、どこも共通しています。災害の危険から国民の命を守ることを、被災者の願いに応え、従来の延長線上でない抜本的対策を強めることが求められています。

日本共産党府会議員団の「支援制度紹介」のチラシを見られた府民から、連日のように問い合わせが寄せられています。

そこで、行政の在り方、住民の命と暮らしを守る立場から、次の3つの問題について伺います。

河川整備の遅れについて

一つは、治水問題、特に河川整備の問題です。先ずパネルをご覧ください。一番上は過去5年間の浸水被害額では、茨城県、岩手県に続き、京都府は3位と全国比較でも被害額が突出しています。

二つは、河川整備率です。現在36%、全国ワースト6位です。整備計画が完成する30年後でも47%という低い状況です。由良川に流入する84河川で、整備計画は10河川のみです。

三つは、土木事務所の技術職員です。再編前の平成15年の332名に比べると、まだ33名少ないのが現状です。

7月豪雨により、由良川流域では支流の水が溢れて内水氾濫が広範囲に発生しました。福知山市大江町では、毎年のように起こる被害に「心が折れてしまう」「被害を繰り返さないための対策を急いでほしい」と切実な声があがっています。蓼原地区は蓼原川が溢れて床上1・5メートル以上も水に浸かりました。

由良川には84の河川が流れ込んでいますが、10河川しか整備計画がありません。溢れた蓼原川も整備計画がありません。淀川や由良川へ注ぐ府の管理河川の整備率は36%と低く、河川課の説明でも現在の整備計画が完了するのは30年後で整備率の見通しは47%です。

そこで伺います。知事は管理河川の整備率をどう思っておられるのですか。そして、低い整備率をあげるために何が必要と考えておられますか。

また、台風24号では12の河川が「氾濫危険水位」超過と報道されました。これは、全国で最多であり、何度も氾濫している河川もあります。そのうち4つの河川には整備計画がありません。

そこで伺います。少なくとも「氾濫危険水位」を超えた河川は整備計画をもつべきです。河川整備計画の前倒し、堤防の抜本的な補強と、河川の土砂の浚渫や樹木の伐採、日常的な維持管理の実施などに予算を投入すべきではありませんか。

さらに、防災の最前線である土木事務所の体制と配置の見直しです。土木事務所は平成15年に13が8に再編されましたが、再編前と比べて職員定数は122名の減、技術職員では33名の減、道路パトロールでは暫定定数に対して28名の減を短時間再任用と嘱託の15名で補っている状況です。

そこで伺います。災害の発生頻度や道路や橋梁などの老朽化が加速しているもとで、土木事務所職員の抜本的増員や土木事務所の見直し・拡充が必要ではありませんか。いかがですか、お答えください。

【西脇知事】 本庄委員のご質問にお答えします。河川整備についてでございます。頻発する豪雨災害から府民の生命財産を守るため京都府ではこれまでに64河川の河川整備計画を策定し、計画的に河川改修を進めており、この20年間で約60キロメートルの改修が完了したところでございます。

一方7月豪雨では府域の最大総雨量が600ミリを超えるなど府内各地でこれまでの観測記録を更新す

る豪雨が多発しており、河川整備を一層推進する必要があると考えております。

このため南部の古川や福知山の弘法川、法川において床上浸水対策特別緊急事業等の別枠予算も活用して財源を確保しており、この間の河川改修等の予算額は平成 24 年度の約 150 億円から、平成 30 年度の約 195 億円と約 30%の増となっております。

河川整備計画は大規模な被害が想定される主要な河川において、今後長期にわたり計画的な事業が必要な場合に策定しております。

今年のお出水で氾濫危険水位を超過した 19 の河川については、12 の河川で整備計画を策定しております。残る 7 河川については、これまでに改修計画によりまして一定の改修を終えております。

一方、氾濫危険水位等の水位情報は洪水により重大な浸水損害が生ずる恐れがある 37 河川を水位周知河川に指定し沿川の住民の皆様が安全に避難するための情報として避難勧告や避難指示のタイムラインとなる水位を設定し関係市町村や水防管理者等に通知しており、7 月豪雨においては大手川等改修が完了した河川でも氾濫危険水位を超過したケースがございます。引き続き河川整備等のハード対策と雨量、水位情報や河川カメラ映像の提供など円滑な避難につながるソフト対策を有効に組み合わせた総合的な防災対策を推進してまいります。

また河川の維持管理につきましては河川パトロールによりまして河道内の土砂の堆積状況や樹木の繁茂状況を点検し、降水の安全な流下を阻害しているなど緊急性の高い箇所から浚渫や樹木の除去等に取り組んでおります。

さらに今年度府民共同型インフラ保全事業を創設いたしまして、府民の皆様からご提案いただき、台風後に発生する河川の土砂堆積や護岸の破損等に速やかに対応することとしております。引き続き市町村や府民の皆様と連携して適切な河川管理に努めてまいりたいと考えております。

平成 16 年度の振興局の再編におきまして、災害対応で中心的役割を担う土木事務所につきましては中規模再編とし、集約化拠点化することによりまして専門性と機動性を発揮し非常時に職員を集中して増員できる体制としたところでございます。

7 月豪雨におきましては特に被害の大きかった南丹以北におきまして広域振興局全体で災害対応にあたりるとともに、災害調査災害査定等では本庁や南部の土木事務所から応援職員を派遣するなど体制を強化したところでございます。

また近年頻発する災害に対応するため土木事務所の技術職員を平成 24 年度と比較しますと 16 名増員したところでございまして、7 月豪雨にかかる災害対応の検証結果等もふまえて効果的で効率的な執行体制の構築に努めますとともに、国、市町村をはじめ防災協定を締結しております地元の建設業者や京都技術サポートセンター等とも連携を一層強化いたしまして災害対応に万全を期してまいりたいと考えております。

【本庄】 答弁いただきましたけれども、被害が突出しているということはそれだけ整備計画が急がれていることを示していると思います。丹後を中心とした京都府の 2 級河川の整備率は全府の 36%に比べると 26%と低い状況になっております。事業規模が小さく国の交付金が入らない河川が対策が急がれているというふうに思います。河川整備は待ったなしであり、由良川に流れ込む 84 の河川すべてに整備計画を、また台風 24 号で「氾濫危険水位」を超えた河川で整備計画のない 4 河川の整備計画は、いつまでにどうするのか。あらためてお尋ねします。

知事は技術職員を「16 名増やした」と平成 24 年度を起点にご答弁いただきましたけれども、私ども指摘しているのは、大幅に削減された平成 15 年からみればまだ 33 名も少ない状況であるということです。土木事務所の見直しも必要であると思いますがいかがですか。

【知事】 まず河川整備計画につきましてお答えいたしますと先ほど申し上げましたように、大規模な被害が想定される主要な河川において長期にわたり計画的な事業が必要な場合に、これは法律に基づく制度ですが、策定しております。私どもとしてはまず必要なところで河川整備計画を的確に

つくっていくというのが重要でございますが、先ほど例示がございました2級河川も含めて治水対策全般に必要なことは十分認識しておりますので、我々としては効率的に計画制度も組み合わせながら河川改修に努めたいと考えております。

土木事務所の体制につきましては先ほど言いました平成24年度との比較で増やしておりますけれども答弁いたしましたように今般の豪雨被害等も含めて検証しておりますので検証結果をふまえて、行政改革の観点もございまして、どのような体制が最も効果的効率的に災害宅ができるのかという観点からさらに検討を深めてまいりたいと思います。

【本庄】先ほども申しましたけれども、すべての河川で整備計画を立てること、また整備計画の前倒しのための予算の確保と技術職員などを増やすこと、土木事務所の配置を先ほど検証するとお答えいただきましたけれども、しっかり検討いただきますことを強く求めまして、次の質問に移ります。

災害被害への府の独自支援について

二つは、被災者への支援問題、住家被災などへの府の独自支援です。

大阪北部地震による屋根の損傷などに対して、十分ではないが府は制度の要件を緩和し「簡易な耐震改修」として補助を行うことを決めました。続く台風21号による強風の被害は、甚大となっています。

私の地元でも、強風で飛ばされた屋根が別の2軒の屋根の上に落ちてかぶさり、屋根や壁に柱が突き刺さるという被害が発生しました。発生から40日間そのまま、ようやく、先週の15日から屋根業者による撤去等の工事が始まり出したところです。

そこで伺います。京都市、亀岡市を除いて被災者への支援策がないのが現状です。被災者住宅再建支援法の適用になる、ならないに関わらず、一部損壊などの被害に対して、府の役割発揮が求められているのではありませんか。

農業被害者支援 国の制度の上乗せ活用を

三つは、農業者支援です。

台風21号による強風でのパイプハウスの損壊は2086箇所となっています。府は独自のパイプハウスへの支援制度を本議会に提案されました。この早急な対応は評価しますが、9月28日には農林水産省が「経営体育成支援」として、国が3分の1を2分の1に50%補助する、府県が20%、市町が20%負担し、被災者負担が10%という支援策を打ち出しました。府の制度は、農業共済からの支払いが前提です。しかし共済に加入している45%の農家が対象であり、半分以上の農家・被災者は深刻な事態に追い込まれています。

決算書面審査でも我が党の馬場議員が紹介しましたが、共済に加入されていないハウス経営の農家は、既に1000万円の借り入れをされていて、そこに新たな借り入れ、負担を考えると今後も経営を続けていくのかどうかの瀬戸際に立たされている、そういう話でした。

近隣の府県、大阪では国の制度を活用し府が20%の補助で20億5000万円の補正予算を提案しています。兵庫県でも国の制度を活用することになり県が6分の1を負担します。和歌山県でも国の制度を使い、県が3分の1負担、町によっては被災者の負担をゼロにしようというところもあるとのこと。

そこで伺います。京都府としても国の制度の上乗せ、活用の検討を求めますがいかがですか

【知事】被災者生活再建支援についてでございます。

京都府の地域再建被災者住宅等支援事業は広域的な観点から府内で被災者生活再建支援法が適応された災害に加えまして、他府県で支援法が適用されかつ府内で支援法の適応基準のおおむね3分の1以

上の被害が発生した災害も対象とし、半壊、一部損壊や床上浸水にも適用するなど国制度を補完する全国トップレベルの制度としておりますが、台風 21 号では全国的にも支援法の適用がなかったために、制度も適用しなかったところがございます。

一方被災者住宅再建支援法の適用につきましては、同一災害の被災者が等しく支援を受けられ、また支給対象についても半壊、一部損壊や床上浸水も支援対象にすべきと考えておりまして、全国知事会要望や政策提案に加え、先日実施をいたしました豪雨災害における緊急要望におきましても制度拡充につきまして国に要望してきたところがございます。

今後とも国市町村と連携して被災者の皆様が早期に生活を再建できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次にパイプハウス被害への支援についてでございます。7 月豪雨や台風 12 号 20 号被害に続き、超大型の台風 21 号によりまして約 2100 棟のパイプハウスが損壊するなど甚大な被害が発生をいたしました。京都府では被災された農業者がすぐに復旧に取り掛かれるようパイプハウスの再建支援に加えまして、復旧センターの職員の伴走支援を受けて出荷額の回復等をおこなう農業者等復旧応援事業などきめ細やかな対策を 9 月補正に計上し国に先駆けまして全力で対策を講じているところがございます。

先般概算の補正予算として閣議決定されました国の事業におきましては、農業共済金の国費相当額とあわせて復旧費の 2 分の 1 を、共済未加入の場合は 10 分の 4 を補助する内容というふうになっております。京都府といたしましてはこの国の事業を活用いたしまして、府独自のパイプハウス再建支援事業と組み合わせて共済の加入未加入にかかわらず、実質的に上乗せ措置となるよう被災者の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

また度重なる自然災害への備えとして引き続き農業共済制度への加入促進をはかりまして、農業者の経営を守ってまいりたいというふう考えております。

【本庄】最新の集計では、台風 21 号による住家の一部損壊は京都市の 3896 棟、亀岡市の 193 棟を含めて、京都府全体で 6166 棟となっておりますが、まだ罹災証明書まで行きついていない被災が多数おられます。

京都市では住家の一部損壊にも適用される「被災者住宅再建等支援制度」が実施され、亀岡市では、「被災者住宅修繕等支援事業」が創設されています。そこで伺います。京都市、亀岡市以外の地域はどうするんですか。

また、農業者への支援であります。今知事の答弁で国の事業を活用するという方向で答弁されましたが、私が求めております京都府の事業と国の事業両方とも活用上乗せしていくと、両方併用できるという理解でよいのでしょうかお答えください。

【知事】再質問にお答えします。

京都市亀岡市以外どうするのかわかるという問題でございますけれども、まず自然災害対策への対応の基本的考えといたしましては、大規模なものにつきましては国が法律等に基づきまして対応し、それを補完する広域的自治体であります京都府がさらに対象を拡大して支援をおこなう、さらにそういう自然災害でない場合には各市町村がある程度独自の判断で支援をしていくというのが基本的考え方と思っております、それ以外のところにつきましてはそれぞれの市町村の判断があらうかと思っております。

ただ罹災証明書等につきましては最近の災害では早期発行が極めて重要な中でございまして、それによりまして災害の全容が明らかになった場合にはそれに応じた対応をしていくものだと考えております。

それからもう一つのパイプハウス等の復旧事業につきましては、府が制度をある程度考えてから国の概算の閣議決定の中で示されておりまして、必ずしも制度適応の明らかでなかったわけでございますが、我々としていたしましては非常に厳しい財政状況でもございますので国の制度要するに国費をなるべ

く活用するというのは当然のことをごさいます、それがきちっと合わせた形で運用できるかどうかも含めて検討いたしまして一緒になって合わせた適応ですすめたいということが基本的な考え方でございます。

【本庄】 パイプハウスの関係では知事の前向きな答弁をいただきました。ぜひ早期に実現をしていただきますようよろしくお願いをいたします。

それから住家の一部損壊の問題ですが、知事からは市町の判断が待たれているんだということですが、私が求めておりますのは府の独自の支援制度をつくるべきではないかということでもあります。

恒久的な制度の仕組みづくり、今年だけでなく来年も災害が予測をされるわけですから、そういう仕組みづくりを強く求めて指摘をしておきます。

今住民の命と暮らしを守る自治体としての役割が求められる中で、公共事業のあり方の抜本的な転換を行なうべきです。大型開発優先で防災・老朽化対策は事実上後回しでいいのかが問われているのです。

まず、総額2兆1千億円といわれる北陸新幹線延伸計画や山陰新幹線計画は中止し、防災と老朽化対策に重点を移し、災害の危険から府民のいのちを守ることを強く求め、質問を終わります。ありがとうございました。

以上